

災害時における支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、浦安市内に地震・風水害・その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に浦安市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が浦安市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）が保有する応急生活物資の供給業務および輸送業務（以下「輸送業務」という。）に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表1のとおりとする。

2 乙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては業務所管部局の担当課長とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局長とし、その連絡がとれない場合は、乙のコープデリ浦安行徳センターのセンター長とする。

3 乙は連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初、甲に提出するものとし、異動等があったときは、その都度、通知するものとする。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、災害時に乙の連合会等が行う生活物資の配布等のボランティア活動や減災の啓蒙活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

(輸送)

第9条 輸送業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び連合会が使用する車両を用いて乙及び連合会等が行うものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置 を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において乙及び連合会等が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認

のうえ受取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第4条及び第9条の規定により乙は供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に乙の組合員に供給した物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第14条 第4条及び第9条の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第15条 甲は、乙及び連合会等の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年千葉県条例第39号)の規則に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む)による療養その他の給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第3者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年延長するものとし、以後において期間が満了する時も同様とする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月28日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹 印

乙 千葉市若葉区桜木北2丁目26番地30号
生活協同組合ちばコープ
代表理事 理事長 田井修司 印